

axis news

アクセスグループ

3

2024

COLUMN

色々あるぞ！採用活動！



特集：6月スタート！定額減税について

知りたいあれこれ Q&A

企業が知っておきたい労災の適用基準と金額について

今月の助成金

業務改善助成金について

COLUMN

色々あるぞ！採用活動

columnは、「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



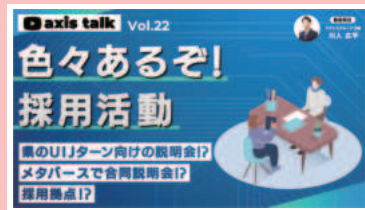
コラム執筆

アクシスグループ代表 川人 広平



new

 axis talk



色々あるぞ！採用活動

◀ youtube動画はこちら

色々あるぞ！

採用活動

今回は、最近目にした色々なターンの「採用活動」についてお話ししたいと思います。例えば、新卒採用の変わり種であればUIターンの求職者をターゲットとした採用活動やメタバース合同説明会などがあって、それらを紹介していこうと思います。

📍 新卒採用始めました！有効だけどやるのは大変です(汗)

新しい取り組みとして当社でも「新卒採用」開始しました。これまでも新卒の方が入社してくれてはいたものの、積極的に新卒採用を行っていたわけではなく、たまたま大学生の方から応募があり、入社に至るといわれていた。

“今になってなぜ、新卒採用を始めたのか？”という理由は2つあります。1つ目は、新卒採用した方の印象が良いということが挙げられます。新卒採用においてよく言われることではありませんが、フレッシュさや謙遜さ、よく頑張る姿勢はやはり好印象です。また「締め森」が付いていないというか、入社してすぐに私は辞めたいという点も大きなポイントでした。2つ目は、1度県外に出てしまった方を採用するのは難しいと感じていたという背景があります。県内には複数の大学や

専門学校、高校があり優秀な方もたくさんいらっしゃいますが、そのような方が一度県外に出てしまうと、やはり戻ってきてもらうにはなかなかハードルが高いのではと感じています。

また、採用のバイも減ってしまうので、県外に出てもらう前に優秀な方やいい人と思う方が入社してほしくなりたいと思い、新卒採用を始めました。

今回、当社ではマイナビに新卒求人を出しましたが、正直求人票や会社紹介ページのライティング、必要な資料の提出など結構大変でした(笑) 加えてインターンも何度も実施したり、説明会に参加したりとお金や時間もかなりかかるという印象です。すでに今年4月に何名か新卒の方が入社されることになっていますが、まだまだ当社も実験段階として新卒採用に力を入れていこうと考えています。

📍 求職者の興味をそそる合同説明会

採用活動においては、私は「何でもやってみる」ということが良いかなと思っています。2023年5月号にも掲載した「採用の行動量と質」という過去のコラムでも、“行動の「質」というのは自社のアピールポイントをしっかり見極めたり、ちゃんと採用に繋がるようにアピールポイントを作ったりすることであり、それに基づいて行動をするということでの行動の「量」を増やしていく”というお話をさせていただきましたが、行動量というものは色々あり、求人媒体に掲載する以外にも、人材紹介会社から紹介いただいたり、転職サイトなどでオファーを送るといったこともあります。

また近年では、従来の合同説明会とはひと味違う変わり種の説明会も開催されています！その中でも面白いと感じた説明会を2つ紹介したいと思います。

1つ目は、県が主催しているUIターンの向けのオンライン合同説明会です。今回求職者の参加は少ない印象でしたが、企業はおおよそ30社参加していました。実際に「オンライン」でどのように説明会を行うのかという、まずはじめに参加している各企業が1分間ずつスピーチを行うので、参加者はそのスピーチを聴けます。その後、求職者の方は興味のある企業の



▲徳島県主催：UIターンの方向けオンライン合同説明会(チラシ)

個別ブースに移動し、話を聞くという流れになります。(各企業の個別ブースでは30分を1回とカウントして、計4回のセッションを行うことが可能です。)

参加企業が1分間ずつのスピーチを行う際に画面に「1分間のスピーチを聞くときはココに集まってください」という表示とアナウンスが流れ、求職者の方は集合場所まで自分のアイコンを移動させて参加したり、企業の個別ブースでは、興味のある方が入室されると通話が繋がるといような、面白いオンライン合同説明会を体験しました。

さらに今回のオンライン合同説明会で、良い求職者に会えることもできました！その方は、石川県在住で簿記2級の保持者。簿記の資格を活かせるような職業を探されていたようです。私は素朴な疑問として、「なぜ徳島なのか？移住はどこでもあり得るのでは？」と伺ったところ、なんと彼女が徳島出身のことでした。お付き合いが続く限りにおいては、徳島に移住する可能性もあるとのこと。合同説明会には平日参加していましたが、その日に出会えたことだけでも万々歳でした。

📍 “採用拠点”という考え方

さらに最近、情報交換をして面白いと感じた事例も紹介させていただきます。

兵庫県に本社がある同業の会社さんが、都会である神戸に支店を構え、そこで採用募集を行っているというものです。これまでも求人を出されていたようですが、少い少い支店にある本社では、応募がなかなか来ないという状況だったそうです。そこで、神戸に支店を構えようとして、本社の仕事を手伝ってもらおうとしたそうです。神戸の仕事も増えてくるので、次は更に大阪に支店を出し、そこで採用して神戸の仕事を手伝ってもらって・・・という風に徐々に「採用拠点」としてより都会の方に拠点を出しているそうです！

今回の事例を伺って、採用のために拠点を出し、そこから採用に繋げていくという方法があるのか！と新たな発見でもありました。実際に当社でも徳島に本社を構え、高松に拠点をしていますが、タイミングにもよりますが、徳島よりも高松の方が求人の応募数が多いと感じる時もあります。なので、今後は紹介した事例のような方法を試し、本社の仕事に役立つ

変わり種の説明会でももう1つご紹介したいのが、他所の会社さんで開催していた「メタバース合同説明会」です。メタバース合同説明会は、3Dの立体的に見えるバーチャル空間に、自分のアバターが入り、色々な会社のブースに訪問していただける説明会です。主催していたのは若い経営者さんの税理士法人で、X(旧Twitter)を通して「メタバースで集まって就職説明会やろうぜ！」と発信されているのを見て、知りました。

このような説明会に興味本位で見に来られる方もいらっしゃるのではと思いました。また、新しいことにチャレンジしている会社に入りたいたいと思う方もいると思うので注目度が上がったり、先進的なイメージがついたりすることで、応募の確率も多少上げられるかもしれません。求人票を応募して持っている従来の方法では応募がない企業さまにとっては、新しい事例のように感じました。



リモートでの仕事に繋がったりといういい方もありかもしれないと感じました。

また、採用活動を行う上で、「最近やってみてよかったな」と思ったのは「在宅専門」の求人です。在宅専門求人をIndeedで募集してみました。自社が募集しているその他の求人よりも反応率が良いのかなという印象を抱いていました。在宅勤務ができる仕事は限られてしまっていますが、在宅勤務でも問題ない企業さまにはオススメする方法だと思っています。

今回は、当社の事例も含め様々な採用活動について共有させていただきました！当社よりも規模が大きい税理士グループの方やその他の業種の方にご相談を聞いても、皆さん「採用に関してはぜひのことでもかんでもやっています！」「あの手この手で探ろうします！」とお話されていました。

CHECK 6月からスタート!

給与計算で行わなければならない

定額減税

定額減税とは、令和6年分の所得税と住民税から「特別控除額」を差し引くことで、納税者の負担を軽減する仕組みです。具体的には、所得税と住民税から一律に一定額を控除します。これにより、国民の可処分所得（給与から税金や社会保険料を差し引いた手取り金額）を増やし、賃金上昇と相まって国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況を作り出すことが期待されています。



榎葉 稔 マネジャー・人事労務部 部長
社会保険労務士

社会保険労務士法人アクラス 代表。
スイープ好きが興じ、大学卒業後、愛媛県の小売店の会社に就職。
成長業務を経て、商品企画を担当。その後、29歳で社労士の資格を取り、
現在17年目。お客様への労務相談に加え、弊社の採用も担当している。

オンライン開催

給与計算担当者 必見!
経営者のみなさま

定額減税&税制改正セミナー

参加無料

4/9 火

13:30 - 1部: 定額減税について
14:15 - 2部: 令和6年税制改正について

4/16 火

18:00 - 1部: 定額減税について
18:45 - 2部: 令和6年税制改正について

講師: 人事労務部 部長 社会保険労務士 榎葉稔 / 品質管理部 税理士 新田多門

当社のHPよりお申込み可能です! ぜひご参加ください。



対象者

令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である方が定額減税の対象となります。
給与収入のみの場合には年収2,000万円以下である人が該当します。
年収2,000万円を超える方は0.6% (約160人に1人の割合) と書かれているため、ほとんどの方が定額減税の対象となります。

実施時期

給与所得者 6月1日以後に支払われる給与及び賞与から

年金受給者 6月1日以後に支払われる年金から

事業所得者 令和6年分の確定申告（令和7年1月以降）から
※予定納税の対象者は、令和6年7月の第1期予定納税分から

減税額

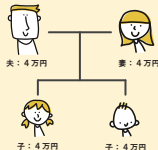
定額減税による特別控除額は、次のとおりです。

特別控除額	所得税	住民税	合計
本人	3万円	1万円	4万円
同一生計配偶者・扶養親族※1人あたり	3万円	1万円	4万円



POINT

例えば、夫がサラリーマンで、妻と子供2人が扶養に入っている場合
4人分の特別控除額を合計すると、夫の定額減税額は16万円となります。



減税の手続き（給与所得者に限定して解説）

従業員さんは特別な対応をする必要はありません。会社の給与計算担当者が、今年6月1日時点で在籍する国内に居住する従業員を対象に減税額を算出し、6月1日以降に支払われる給与・賞与から減税額を差し引きます。
引ききれない場合は翌月以降に繰り越して差し引き、令和6年12月まで実施します。
そのため、減税額の残額を従業員ごとに管理・記録する対応が必要となります。

具体的な給与計算の対応（給与所得者に限定して解説）

所得税

① まず、6/1時点の従業員の見込額減税を算出します

ひとりずつ、所得税の減税額について、下表のようにいくらか算出します。

6/1時点 在籍者	減税額の計算		
	①	②	③
	同一生計 配偶者	扶養親族	所得税の 減税額
阿波太郎	0	0	30,000
麗城花子	1	2	120,000

阿波太郎さんは本人1人のため3万円。
麗城花子さんは本人1人と扶養親族3人の
ため、4人×3万円＝12万円。

② 6/1以降の給与及び賞与の源泉所得税から、上記①で算出した定額減税額を差し引きます。

ただし、その月の通常計算時の源泉所得税の金額が、その月から差し引く上限額となります。

6/1時点 在籍者	減税額の計算			6/10給与			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	同一生計 配偶者	扶養親族	所得税の 減税額	通常計算の 源泉所得税	控除額	控除後の 源泉所得税	残った減税額
阿波太郎	0	0	30,000	24,560	24,560	0	5,440
麗城花子	1	2	120,000	6,260	6,260	0	113,740

減税額は30,000円

その月の本来の
源泉所得税
24,560円

この30,000円の
減税額の内、その月の
本来の源泉所得税
24,560円を差し引く
控除額に充当します。

その5,440円の
減税額は、6/10
給与の所得税は
0円になります。

残った減税額5,440円
は、翌月の所得税に充当
します。

③ 引ききれなかった場合、次月に差し引きます。

6/10給与				7/10給与			
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
通常計算の 源泉所得税	控除額 ④-③	控除後の 源泉所得税	残った減税額 ③-⑤	通常計算の 源泉所得税	控除額	控除後の 源泉所得税	残った減税額 ⑩-⑨
24,560	24,560	0	5,440	24,560	5,440	19,120	0
6,260	6,260	0	13,740	6,260	6,260	0	107,480

前月に残った減税額
5,440円

その月の本来の
源泉所得税
24,560円

7/5,440円の減税額は、
その月の本来の源泉所得税
24,560円以内のため、
全額が控除額に充当されます。

その19,120円の
所得税は、7/10給与の
所得税は19,120円
になります。

残った減税額が0円になれば、定額減税の処理は終了です。

年内に引ききれない場合は、年末調整にて精算します。（給付になるか、還付になるかは現時点では未定）

④ 年末調整において、精算します。

6/2以降に入社した従業員については、毎月の給与から定額減税は行いません。

また、6/1時点で扶養人数をもとに定額減税額が決定した後は、扶養人数に変動があった場合でも、減税額は固定したまま変動しません。ともに、年末調整にて、精算処理することとなります。

住民税

住民税の定額減税については、自治体が算出します。そのため、会社側では5月下旬に自治体から送付される特別徴収税額の決定通知書の一覧をもとに、給与から控除するという、通常の通りの給与処理となります。なお、2024年度の住民税は、あらかじめ特別控除額を差し引かれた年税額となり、6月の徴収はありません。2024年度は、特別控除額を差し引いた年税額を7月から翌年5月の11ヶ月で割った金額が、7月給与から徴収されることとなります。

給与明細への記載

定額減税による減税額は、給与明細に表示します。

6月の定額減税スタート時より、給与明細のフォーマットを右図のように調整してください。

余白が無い場合は、別紙に「定額減税額（所得税）〇〇〇円」などと記載いただいても差し支えありません。

【記載例】給与支払明細書

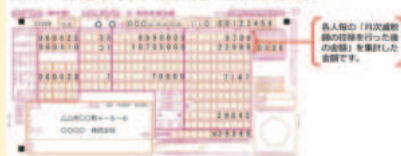
給与支払明細書	
給与金額	×××円
源泉徴収税額	×××円
	・
	・
	・
定額減税額 （所得税）	×××円

所得税の納付書への記載

納付書には、定額減税額を控除した後の所得税額を記載します。

なお、定額減税額を控除した後の所得税額が0円になった場合も、税務署への届け出は必要です。

【記載例】<納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）>



◀【掲載元】給与などの源泉徴収事務に係る令和8年分所得税の定額減税の仕方より

その他注意点

特別控除額を間違えても、年末調整時に精算されます。ただし、特別控除額を多く計算してしまうと、年末調整時に追加徴収が発生することになりますので、注意が必要です。

現時点においては、詳細が不明な点が多々あります。今後、詳細が明らかになると考えられますので、定額減税の事務処理の動向にご注意ください。



知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「企業が知っておきたい労災適用基準と金額について」（本宮 聖子）

Q & A

No.53

—企業が知っておきたい労災の適用基準と金額について—

仕事中の病気やケガ、通勤中の交通事故などが該当する労働災害(労災)。今回は、労災の適用基準と金額についてご紹介したいと思います。

Q. 労災保険の対象は2種類ある？

A. 仕事中の病気やケガ、通勤中の交通事故など、労災保険の対象は大きく分けて「業務災害」と「通勤災害」の2つあります。ただし、通勤災害の場合は注意が必要で、通勤途中に仕事とは全く関係のない場所に向かっていたり、途中で買物などに立ち寄った場合など、仕事とは直接関係がない状況でのケガは原則として適用対象外となります。

労働基準法上の『業務上の疾病』になるかどうかの基準も2つあり、事業主様が管理している仕事中だったかどうかという業務遂行性と、ケガ、病気をした原因が仕事にあるかどうかという業務起因性を検証して、労働災害となるかどうかの判断がされます。労災が適用された具体例としては、作業をしていて指を挟まれたり、転倒や転落が多く、その他にもストレス性の精神疾患や、夏場であれば熱中症などもあります。

Q. 労災で保証される金額はいくら？

A. 補償の中で最も代表的なものに、「休業補償」というものがあります。これは業務中のケガや病気で会社を休んだ場合に、休業4日目から補償金が支給されるというものです。

具体的な補償金額は、平均給与の日額の80%である休業補償・休業給付に、同じく平均給与の日額の20%の休業特別支給金を加算して算出されます。つまり、休業補償の金額は、1日につき、平均給与の日額の80%が支給されることになります。

今回、労災についてご紹介させていただきましたが、実際に労災かどうかを判断するのが難しい場合もあるかと思いますが、そんな時は、当社までご相談いただければ幸いです。

LINE公式アカウント

アクシスでは、会計や労務、相続などお客様のお悩みに沿ったご提案をしております。初回は無料でご相談を承っておりますのでお気軽にお問い合わせください！
また、弊社ではより多くのお客様に必要な情報をタイムリーにお届けするためLINEの公式アカウントを開設しております。LINE検索で「税理士法人アクシス」と入力していただくか、右のQRコードからご登録いただけます！



税理士法人アクシス

私が紹介しました！



本宮 聖子

人事労務部 スタッフ

ホテル・フライド業界にて年間予算計画やスタッフのマネージメント、人事労務管理等を経験。より良い労働環境づくりのために知識を深めたいと思い、アクシスに入社。
現在は人事労務部にてお客様の給与計算や様々な労務相談に従事している。

お問合わせはこちらまで

アクシスグループ

088-631-8119

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

業務改善助成金

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば幸いです！

私が紹介しました！



遠藤 恵美

人事労務課 スタッフ

※以て人事労務課員を被験者、一昨年社会福祉専門学校士法人アクセスへ入社。現在は給与計算、社会保険手続き、助成金申請などを担当しています。皆様のお役に立てるよう精進してまいります。

業務改善助成金

*業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い資金(事業場内最低資金)を30万円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低資金の
引上げ計画

+

設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

▶

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大500万円)

◇対象事業者・申請の単位

- 中小企業、小規模事業者であること
 - 事業場内最低資金と地域別最低資金の差額が50万円以内であること
 - 解雇、資金引下げなどの不交付事由がないこと
- ⇒以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低資金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がある)事業場ごとに申請いただけます。

◇申請時に必要なものなど

- 申請書や見積書に加え、①資金引上げ計画 ②事業実施計画が必要です。

◇対象となる設備投資など

- 助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備導入	① POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ② リフト付き特殊車両の導入による巡回時間の短縮
経営コンサルティング	接客資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

◇助成金の計算方法

- 助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

(例) 事業場内最低資金が986円→達成率9/10

8人の労働者を986円まで引上げ(90円コース) 一助成上限額450万円
設備投資などの額が600万円

540万円
(=600万円×9/10)

>

450万円
(=助成上限額)

▶

450万円が支給されます。

(設備投資費用×助成率)

(90円コースの助成上限額)

◇助成率

- 助成率は右図のとおりです。申請を行う事業場の引き上げ前の事業場内最低賃金によって、助成率が変わります。

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

※生産性要件に該当した場合は、() 書きの助成率が適用されます。

◇助成上限額

- 助成上限額は以下のとおりです。引き上げる最低賃金額及び引き上げる労働者の人数によって助成上限額が変わります。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上(※)	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上(※)	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上(※)	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上(※)	600万円	600万円

◇特例事業者について

- 以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②、③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
②生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を指す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者

◇助成対象経費の拡充など

- 特例事業者のうち、上記②生産量要件または上記③物価高騰等要件に該当する場合、通常、助成対象経費として認められていない以下の経費も対象となります。
 - 定員7人以上または、車両本体価格200万円以下の乗用自動車
 - 貨物自動車
 - パソコン、スマートフォン、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入
 - 生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」例：宣伝広告費

◇助成金支給の流れ

[交付申請] 交付申請書・事業実施計画書等を都道府県労働局に提出



[交付決定] 交付申請書等を審査の上、通知



[事業の実施] 申請内容に沿って事業を実施（資金の引上げ、設備の導入、代金の支払）



[事業実績報告] 労働局に事業実績報告書等と助成金支給申請書を提出



[交付額確定と助成金支払い] 事業実績報告書等を審査し、適正と認められれば交付額の確定と助成金の支払いを実施

◇注意事項

- 1 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 2 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 3 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象なりません。



詳細は、厚生労働省HP（業務改善助成金）よりご確認ください。

◀ 厚生労働省HPはこちら

企画広報支援の気づきをシェア

COLUMN DIGEST / of 企画部

地上戦と組み合わせることで効果アップ！ LINE公式アカウントのススメ



私が執筆しました/
企画部 佐藤 美優



ビジネスでの活用が広まるLINE公式アカウント。実は、イベントや来店など、直接お客様と接する地上戦と組み合わせることで、さらに効果アップが期待できます！今回は様々な事業をご支援させていただくなかで見てきた効果的な活用法をご紹介しますと思います。



求人票に掲載する写真のポイントとは？



私が執筆しました/
企画部 百南 幸南



求人票の写真はアピールポイントを伝えられるだけでなく、求職者の方々の「見えないことへの恐怖心」や「わからないことへの不安」を取り除き、応募へと後押しできるメリットがあります。これから求人票を出そうと思っている方や求人票用に写真撮影を検討している方へ撮影や写真選びのご参考にしていただけたら嬉しいです。



伝わる発信／伝わらない発信、その違いとは？



私が執筆しました/
企画部 榎本 靖子



情報発信の際、一度にたくさんの情報を盛り込んだり、複数の商品をおアピールしようとした経験はありませんか？

例えば・・・

- ・DMやチラシにあらゆる情報をスペースに入るだけ載せている
- ・自社の情報を発信する時につけるHPリンク先はいつもTOPページにしている（TOPページはHP内の情報を網羅しているから）

実は、このように色々な情報を詰め込んだ発信というのは「伝わらない発信」になってしまっている場合が多くあります。今回のコラムは、「あれこれ詰め込んだ発信がなぜ伝わりづらいか？」についてお届けしたいと思います！

